

議案第44号

小中学校インターネット接続機器の買入れについて

小中学校インターネット接続機器を買い入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年木津川市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月23日提出

木津川市長 河井 規子

記

- 1 買入物件 小中学校インターネット接続機器
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 45,320,000円
- 4 契約の相手方 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋566-1
株式会社大塚商会京都支店
支店長 宇野 直基

参考資料（議案第44号）

小中学校インターネット接続機器の買入れについて

1 契約の方法

随意契約

2 購入備品概要

インターネット接続用ネットワーク機器

3 予定価格

45,397,000円（消費税相当額を含む。）

4 契約金額

45,320,000円（消費税相当額を含む。）

5 随意契約の理由

将来的なネットワーク環境の拡張性を含め、技術的な支援だけでなく、専門的な知見等を活かすため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、公募型プロポーザルにより業者選定を行った。